（本書面内容の正確性について全てを保証するものではございません。実際の手続きに使用することによっていかなる損害が発生したとしても、当事務所は一切の責任を負いませんので、ご理解の上、ご使用下さい。）

**遺産分割協議書**

平成〇〇年〇月〇日、大阪府高槻市〇〇一丁目〇番〇号　市川泰造（本籍地　大阪府枚方市〇〇町〇〇番地）の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、本日、その遺産について、下記のとおり分割することに合意した。

1. 次の預貯金は、相続人中村晶が相続する。

なお、ゆうちょ銀行の相続手続に関する払戻金の受領については、相続人中村晶名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座（記号番号〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇）へ入金する方法を指定する。

* 1. 〇〇〇〇銀行　〇〇支店　普通貯金　口座番号〇〇〇〇〇〇〇
  2. ゆうちょ銀行　通常貯金　 記号番号〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　 担保定額貯金　記号番号〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇

上記のとおりの協議が成立したので、この協議の成立を証するために本協議書を２通作成し、各自１通を所持する。

平成　　年　　月　　日

住所

相続人

住所

相続人